

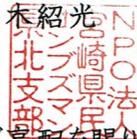
宮崎地方裁判所延岡支部
岸田 二郎 裁判官 殿

質 問 状

特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマン
理事長 福田昇



県北支部所長 黒木紹光



初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記内容について質問しますので、書面にて14日以内の回答を求めます。

特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマンは、住民の自治寄与のため、議会、行政、司法及び企業団体を監視することを目的として活動しております。活動状況につきましては、県民への情報発信としてホームページ掲載に努めておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

記

黒木紹光による令和2年9月13日付「意見書」他について、質問させていただきます。

<質問>

- ① 「意見書」第2の1「被告黒岩の偽証立証妨害行為」の通り、貴殿は、被告黒岩の偽証を立証する決定的証拠の提示を制止し、口頭弁論を一方的に終結させて提出の機会を奪うという、明らかな立証妨害行為を取行する一方で、判決において「本件会社代表者らと原告代表者と間で防水の仕様も含めた協議、説明が行なわれたとの証言が殊更に嘘を述べたものとは認められない。」として、何ら客観的根拠のない被告の偽証を事実認定しました。本見解に間違いありませんか？
- ② 「意見書」第2の2「問題摩り替えによる被告黒岩の偽証の隠蔽行為」の通り、貴殿は、私が、「辰工務店ビルの確認申請書を提出させろ」と発言したことに対して答えずに、「争点と関連する以外の質問をされてしまうと、この事件で役に立たない」と、問題を摩り替えて、偽証の隠蔽を図りました。一方、判決において「実際にはゴムシート防水が行なわれたのであるから、本件建物と本件会社の建物の防水仕様が同じであるとの証言や、これに関連する説明内容についての証言が偽証であるとは認められない。」として、絶対的な客観的証拠である確認申請書の提出をさせず、何ら客観的根拠のない被告の偽証を事実認定しました。貴殿が、確認申請書を提出させなかった行為は、偽証の隠蔽行為ですね？
- ③ 「意見書」第2の3「被告黒岩の偽証（ウソ）自体を事実認定する共謀もしくは忖度」の通り、貴殿は、被告の非現実的供述を合理的推測と認め、明らかに意図的に、偽証自体を事実として認定しました。一方、判決においても「コンクリートにクラックが生じていた場合にはデッキプレートの継ぎ目や釣りボルトの貫通部分から漏水すると回答したものであり（中略）当該回答が虚偽であるとは言えない。」として、明らかに意図的に、偽証自体を事実として認定しました。貴殿は、被告の供述（偽証）を、偽証ではないとしています。貴殿が肯定した当該現象について、私が(3)(4)で示した解説の反論として、科学的かつ論理的に説明してください。

- ④ 「意見書」第2の4「真実を捻じ曲げて被告黒岩の偽証（ウソ）をまやかしの真実に近づけようとする悪意に基づく不正行為」の通り、貴殿は、私が準備書面で示した科学的かつ論理的解説を無視し、「寸法、それ、どうも違っているようですので、寸法を前提としないで質問してください。」などと、被告に代わって追及を防御し、判決においても「ドレン周りが堆積物により水がたまった状態になるとシーリング等の劣化が進み、これが漏水の原因となると説明しており、証拠上、かかる根拠自体の説明が不合理とは言えず、被告が殊更に嘘の供述として漏水の位置や原因に係る証言をしたとは認められない。」として、被告の非現実的かつ非論理的虚偽供述を認容しました。ついては、貴殿が認容した「大規模雨漏りドレン周り説」を科学的かつ論理的に説明してください。また、その場合、大規模雨漏りの真の原因である複数のゴムシートの剥離から浸入した大量の雨水の行方はどうなったかも合わせてご説明ください。
- ⑤ 「意見書」第2の5「真実に目を背けることで被告不利の回避を図る不正行為」の通り、貴殿は、「いつ付けたか、なぜ付けたのか、だれが付けたか分かりません。」という平成29年12月26日の被告の虚偽供述から目を背け、判決では、この点について一言も触れていません。これも偽証の隠蔽行為ですね？
- ⑥ 貴殿は、判決において、「本件工事において、被告らの施工ミスがあったことを認めるに足りる証拠はない」としているが、これは、施工ミスがあったから、その対策のために脱気筒設置補修工事をしたという決定的事実を無視したことを示しています。本決定的事実を無視しましたね？
- ⑦ 貴殿は、判決において、「本件会社が本件建物の屋根に脱気筒を設置したのは平成21年頃であり」としているが、これは、被告会社の「脱気筒設置補修工事平成21年12月説」というウソ物語を認容し、被告会社が雨漏りの現場検証をしたと主張した9月11日及び前日の10日に、一滴の雨も降っていない決定的事実(気象庁データ)を無視したことを示しています。本決定的事実を無視しましたね？
- ⑧ 貴殿の一連の不正行為は、民事訴訟法第147条の3（審理の計画）に違反し、かつ被告に便宜を図る一方で、原告である私の立証行為を妨害するなど、公務員職権濫用罪（刑法第193条）及び犯人隠避罪（刑法第103条）に該当します。本見解に間違いありませんか？
- ⑨ 貴殿が名義貸しをした平成30年7月20日前訴一審判決は、貴殿以外のゴーストライターが書いた偽造公文書であり、貴殿は、偽造公文書行使罪（刑法第157条）に該当します。本見解に間違いありませんか？また、ゴーストライターは誰ですか？

以上



住 所 〒885-0111

宮崎県都城市菓子野町9958番地2

氏 名 特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマン 理事長 福田 昇

連絡先 携帯090-3730-5334

メール noborufukuda.99582@btvm.ne.jp

※ホームページ紹介 検索キーワードは「宮崎県民オンブズマン」若しくは、URL <http://btvm.info>